

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
鳥取中央農業協同組合	代表理事組合長	上本 武	鳥取県	農業, 林業	https://www.ja-tottorichuou.or.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2024年5月20日

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転手の手作業での荷下ろしの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも提案を行います。
2	A ③	パレット等の活用	パレット輸送に取組み、荷役時間の削減を図ります。
3	A ④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供	農産物の入出荷状況と物流事業者の運送予定を事前に情報共有し、配送ルート効率化に協力を行います。また荷主側から納品先に対して、荷物到着時間の事前共有を行い、配送先での待機時間削減を図ります。
4	A ⑥	集荷先や配送先の集約	トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流業者から集荷先や配送先の集約について相談があった場合、真摯に協議に応じます。
5	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	気象災害や地震等が発生時や発生が見込まれる際は、無理な運送依頼を行いません。また、運転手の安全確保するため、物流事業者が運行の中止・中断を判断した場合、その判断を尊重します。
6			

PR欄
